

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標**を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

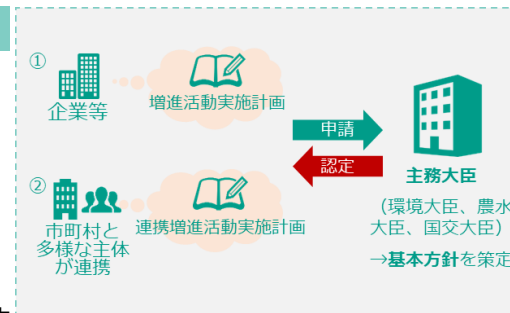
（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。



2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 令和7年4月1日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ